

＜特集＞コロナ危機によせて

## 新型コロナウイルス感染症の拡大下における 宗教団体を取り巻く状況について

藤原 究

### 1. 宗教団体を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、日本だけに限らず世界各国に及んでおり、収束のための努力が続けられている。「三密を避ける」「ソーシャルディスタンス」など新しい日常にむけて様々な対策が提案されている。こうした取り組みは、旅行業や飲食業などの多くの産業に影響を及ぼし、従来の社会生活の中で当たり前のように行われてきたイベントや集会の開催が困難になっている。

宗教団体を取り巻く状況は、歴史とともに変化を重ねてきている。例えば、第二次世界大戦以降の人口増加や女性の社会進出にともなう環境の変化に合わせて宗教団体も否応なく変化を求められてきた。さらに、近年では葬送の様式における直葬のように従来からあった宗教と葬送の関わりを切断するような見送りの形が提案されるなど、生活と宗教の関わりは分断され、日本では諸外国と比べても、市民における自らが宗教団体に帰属しているという意識が希薄化しているという現状は動かしがたい。

たとえば、2015年3月3日から5日にかけて、株式会社インテージのインターネットモニターに対してインターネット上で実施した「信仰に関するアンケート調査<sup>1)</sup>」によれば、特定の宗教施設に通う頻度について、回答者の74.8%が「ほとんど・まったく通っていない」と回答するなど、宗教施設

と市民の結びつきは多くの国民にとって身近なものではないように見える。年代別に見ると「ほとんど・まったく通っていない」のは、20代で84.1%、30代で78.3%、40代で80.1%、50代で71.1%、60代で62.5%となっており、年代が上がるに従って宗教施設に通う頻度は高くなってはいる。また、法事や年忌に対して実際に支払っている額と特定の宗教施設に通う頻度の相関については、全く支払っていない層においては、85.8%、1万円まで支払いを行っている層では71.0%がほとんど・全く通っておらず、2～5万円までの層では61.7%、6～15万円の層では52.1%、16～30万円の層では42.7%、31万円以上の層では10.5%となっており、宗教団体への支出が多い層ほど、宗教施設への訪問の機会が多くなっていることがわかる。ただ、宗教団体に対して2万円以上の支出をしている層は全体の26.8%であり、宗教団体への関わりが全体として皆無だというわけではないと考えられる。

宗教団体と社会・行政との関わりについては、その法的保護策の面で「おみくじや御札の販売による売上に対する税金の免除」が9.8%ともっとも支持されている一方で、「宗教団体に対する税金の優遇」については1.5%となりほとんど支持されていない。税金の免除という点については、「より宗教性の低い物品の販売に対する税金優遇」は6.3%、「宗教と関わりのない事業に対する税金優遇」は2.6%となっており、直接的な宗教団体への支援については、抑制的であるべきというのが市民の感覚であるようだ。他方で、宗教団体に取り組んでほしい活動については「高齢者を対象とした活動」に11.4%が期待感をもっており、高齢者層の宗教施設を訪問する回数などからも親和性の強さが伺われる。新型コロナウイルス感染症の特色として、高齢者の死亡率や予後の悪さなどがあるとされているなか、宗教団体にとって結びつきの強い高齢者が外出を控えることになると宗教施設と市民との現場での結びつきは、さらに薄らいでいくかもしれない。

## 2. 宗教団体への経済的支援の状況

### ① 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大にともなうインバウンドの急減や営業自粛等により大きな影響を受けている中堅企業・中小企業その他法人、個人事業者等の事業の継続を支えるため、経済産業省により、法人・団体に対して「家賃支援給付金」と「持続化給付金」が支給されている。なかでも持続化給付金においては、①「資本金10億円以上の大企業」、②「出資額・資本金が不明の場合には常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人」の2要件に当てはまらない中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人で、2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があり、2020年1月以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少している法人が対象となっている（持続化給付金規程第4条）。ただし、不給付の要件として、①「国、法人税法別表第1に規定する公共法人（日本年金機構、日本放送協会等）」、②『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法・風適法）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者」、③「政治団体」、④「宗教上の組織若しくは団体」、⑤「前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でない」と長官が判断する者」を規定している（持続化給付金給付規程第8条）。その結果、宗教団体が持続化給付金の支給対象から外れていることについて、給付対象と不給付要件から総合して考える限り、公益法人としての税制上の優遇がその理由というわけではないと考えられる。他方で、政治団体が不給付となっていることなどから、政教分離との兼ね合いから給付対象に含まれていないのではないかと考えるのが自然であろう。

### ② 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金の特例措置は新型コロナウイルス感染症の影響によって、

事業活動の縮小を余儀なくされた場合に従業員の雇用維持を図るために労使間の協定に基づき雇用調整（休業）を実施する事業者に対して、休業手当などの一部を助成するための制度である。この制度は従来、休業手当の負担が事業者に重荷となり、労働者を解雇したり契約解除したりにつながることを避け、結果として労働者の雇用を安定させ生活支援につなげるための制度であるが、新型コロナウイルス感染症拡大によって特例措置が拡大されている。これについては、文化庁宗務課が2020年4月17日付の各都道府県宗教法人事務担当課宛に「新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置について」と題する情報提供によって、本特例措置は宗教法人も対象となり、例えば巫女さんをアルバイトで雇っている場合の休業手当についても支給対象となることが確認されている。

### ③宗教法人の収益事業

宗教法人の経済的外部活動は、大きく「収益事業」と「公益（非収益）事業」とに分けることができる。「公益（非収益）事業」は宗教活動本体と密接に関係する事業であり、税制上も課税されることはない。宗教法人が行う「収益活動」については、法人税法において収益事業に該当するものとして課税の対象となる。この点においては、宗教法人の「公益活動」であっても、宗教法人に対する租税優遇措置は積極的な公金の支出ではないものの、実質上は免税額に相当する公金を補助するに等しいとして、政教分離の観点から憲法上疑義があるとの意見もある。しかしながら、宗教法人法第6条2項においては「宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体または当該宗教法人が援助する宗教法人もしくは公益事業のために使用しなければならない。」としている。さらに収益事業から得られた収益については、使途が制限されており、収益の処分方法について規則で定めた上で、所轄庁の認証を受けなければならないこととなっており、これに違反した場合には、所轄庁による事業の停止命令が出る

新型コロナウイルス感染症の拡大下における宗教団体を取り巻く状況について

こともあるとされている（宗教法人法12条1項7号、13条、26条、79条）。宗教法人の事業活動のうち、収益活動となるものは、営利法人との競争上の公平さとの観点からも課税が要請されているといえる。

#### ④宗教団体による収益活動の現状

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、多数の寺院・宗教団体の施設が観光客による拝観・入場を停止している。同時期には2020年2月に韓国の宗教団体「新天地イエス教証しの幕屋聖殿（新天地）」における大規模礼拝を発端として2,000人を超える感染者を出してしまい、その後も韓国での新興宗教団体を中心として集団感染が発生していったことがあるなど、様々な影響のもと、宗教団体の活動に様々な制限がかけられることとなっている。もちろん、宗教団体に対する寄付金や賽銭等が減少したことに対して、持続化給付金等の手当がなされることは考慮し得ないといえる。ただ、宗教団体が行う収益事業、これまで税法上も収益事業として扱われてきたものについては、こうした手当の対象となりうるものとも考えられる。例えば、仏教寺院が営む宿坊と言われる旅館業については、現状持続化給付金の対象とはなっていない。高野山金剛峯寺では、山内の塔頭寺院が営む宿坊が国内の参拝客の宿泊先としてだけでなく、インバウンドによる外国人観光客を多く受け入れていたが、渡航制限の影響も相まって宿泊客の受け入れはなくなり、経営としても大きな打撃を受けている。にもかかわらず、宗教法人が運営する宿坊は持続化給付金の対象とはならない。こうした状況への対応として、高野山のある和歌山県では、事業継続支援金（旅館業を営む宗教法人向け）を募集し、事業収入が50%以上減少した事業者に20万円から100万円の基準額で交付することとなっている。さらには、和歌山県の高野町では、町独自の給付金として国の持続化給付金と同額を支援する「高野町事業継続課支援金事業」を実施している。また、長野県においては、「新型コロナウイルス拡大防止支援金事業」として、県の休業要請に協力し、休業した観光を目的とする集会・展示施設、観光・宿泊施設に対して、一事業者あたり30万

円が支払われる措置が取られている。この施設の中には長野県の有名な観光地である善光寺の周辺にある宿坊も対象となっている。地域経済の維持安定のため必要な施策であるとはいえ、国と地方公共団体の間、地方公共団体間において、齟齬や不統一が発生している現状は適切ではないだろう。

### 3. これからのあるべき形

現状の新型コロナウイルス感染症の拡大は、結果として、宗教団体と国・行政の関わりについて、その相互のあり方や適正な距離感などについて再び光を当てるきっかけとなった。宗教団体の行う資金活動は、宗教性の高い「非収益活動」と営利企業との競争性があり宗教性の低い「収益活動」とに分けることができるが、このうち「非収益活動」について、行政は距離を置くべきであることについては大きな異論はないであろう。ただ、「収益活動」については、これを税制上もっと優遇するべきであるという議論や宗教団体に収益事業は存在せず、宗教団体の「収益事業」とされるものは、厳格な制限があることを理由に安易に「収益事業」と判断するべきではないとの意見もある。宗教団体の収益事業は、それそのものが団体の維持・存立の重要な糧となっている場合も少なくない。さらに、収益事業として行われた取引は、通常取引と同様の法的な責任を負うものであり、これをどのように考えるかについては、宗教団体と社会のあり方を問う大きな論点であると思われる。観光やその他関連産業で組織を維持している宗教団体・宗教施設を保護することが本来の信教の自由を軸とした、行政と宗教のあり方において重要な論点かという根本的な問いにも結びつくかもしれない。しかしながら、宗教と市民の関わりについては当該宗教団体との結びつきの濃淡にかかわらず、すでに社会の財として一定の地位が認められていると言え、それが最も広く発現しているのが宗教団体の収益活動と言える。非信者を対象とする収益活動は、宗教団体と社会と間の大きな窓口の一つであり、これを存続させることは、社会的にも一定の意味があるのではないだろうか。こうした背景から、

## 新型コロナウイルス感染症の拡大下における宗教団体を取り巻く状況について

宗教団体の収益活動については、持続のために必要な金銭の手当を行政が行うことについて、大きな問題があるとは言えず、その対象となることは問題ないと思われる。他方で、宗教団体は、その経済活動について、宗教性の有無に関わらずその情報を明らかにしていくことは変わらず重要であり、こうした相互の有りようが今後の社会における宗教の価値を高めるための源泉になることも忘れてはいけない。

- 
- 1) この調査における調査対象は、全国の20歳から69歳までの男女で、依頼サンプル数は8,308サンプルであり、そのうち有効回収サンプルは2,243サンプル、有効回収率は27.0%であった。有効回収サンプルの性年代構成比が実際の母集団人口の性年代構成比と一致しない場合、特定の性年代の回答が過小・過大評価される可能性があるため、有効回収サンプル及び実際の母集団人口の性年代構成比を用いて、有効回収サンプルを母集団人口の性年代構成比に一致するように補正を行っている。また、この際の母集団人口には平成22年の国勢調査のデータを使用している。当該データは、MEXT 科研費13221929（若手研究B）の助成を受けて行われたものである。